

電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方に関する 当社意見

2025年7月7日
NTT東日本株式会社
NTT西日本株式会社

認定基準の追加に関する当社意見について(1/2)

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通番号の種別を何にすべきか。

【当社回答】

特殊詐欺への悪用が一定数存在する番号(固定電話番号、特定IP電話番号、音声伝送携帯電話番号)に対し、認定基準を適用することに賛同します。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、**認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めることとするか。**

【当社回答】

役務継続性の確認という主旨をふまえ、事業実績や今後の事業計画等に関する資料の提出は新たに電気通信番号使用計画の認定を得る場合が対象であり、制度変更等に伴い既存事業者が変更認定を得る場合は対象外となると考えます。

新規参入事業者の認定においては、善良な新規参入事業者へ過度な障壁とならないような仕組みが必要と考えます。

また、本認定のために電気通信事業者が提出する事業実績や今後の事業計画等の情報は事業運営の根幹に係る事項であり、開示請求などの場合においても貴省限りとしていただくよう配慮が必要と考えます。

認定基準の追加に関する当社意見について(2/2)

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって典型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から排除すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

【当社回答】

電気通信番号使用計画の認定証は、卸元事業者において卸電気通信役務を提供する際の確認に用いることから、認定基準については、実効性のある、より明確な基準が必要であると考えます。

そのうえで、欠格事由の対象は過度に広範とならないよう、特殊詐欺に係るものに限定すべきと考えます。

卸元事業者への義務付けに関する当社意見について(1/4)

4. 役務の継続性があると認められる要件

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

【当社回答】

役務継続性の確認期間について、善良な新規参入事業者の障壁とならないよう、過度に長期間の実績を求める設定とならない必要があると考えます。

また、役務継続性があると見込まれる要件の設定については、善良な新規参入事業者の障壁とならないようご配慮いただきたい。

卸元事業者への義務付けに関する当社意見について(2/4)

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。

【当社回答】

犯罪利用を抑止する観点から、提供番号数の上限については可能な限り少ない数に設定すべきと考えます。

一方で、卸先事業者においては50番号未満の提供にとどまるケースはごく稀であると考えられるため、実質的にすべての事業者に対し役務継続性の確認が課されることと想定します。

上記に加えて提供番号数の上限がある状況で上限数までにとどまるよう卸電気通信事業を営むことには卸元・卸先事業者双方に運用上の困難があると想定しております。そのため、当社としては役務継続性が確認できた事業者に対して、電話サービスの卸役務提供を実施する考えです。

卸元事業者への義務付けに関する当社意見について(3/4)

6. 確認義務の履行方法

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、上記①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無

【当社回答】

総務省認定事業者は電気通信番号使用計画の認定証、みなし認定事業者は標準電気通信番号使用計画及び電気通信事業の届出証に基づき、電気通信番号使用計画認定の有無を確認する方式であれば、当社として実施可能であると考えております。

卸元事業者への義務付けに関する当社意見について(4/4)

6. 確認義務の履行方法

②卸先事業者の役務継続性の有無

【当社回答】

卸先事業者の役務継続性の有無を確認する方法について、貴省にてご検討いただきました各確認項目についての当社認識は下表のとおりであり、いずれかの項目を満たすことで、役務継続性の有無を確認することに賛同いたします。

なお、卸先事業者に対し必要な文書等の提示が義務である事を省令等に明記する旨、ご検討いただきたい。

また、卸先事業者の業務実態の把握として契約書などの提示は有効な手段である一方、契約先の同意なく他社である卸元事業者に開示することは通常困難であると考えられるため、役務継続性有無の確認のために卸元事業者へ提供いただく文書等は公知の情報から定めていただきたい。

表:卸先事業者の役務継続性の確認事項に関する当社見解

	確認事項	当社見解
a	電気通信事業その他の事業の継続期間が一年以上であること	・本事項を役務継続性確認事項とすることに賛同 ・事業の継続期間を測定する根拠とできる事項/文書名については、具体的に貴省にて定めていただきたい
b	令和7年法改正以降に認定を受けた電気通信番号使用計画認定証	・本事項を役務継続性確認事項とすることに賛同
c	既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により設立された新会社であること	・本事項を役務継続性確認事項とすることに賛同 ・親会社等との関係を証明となる文書等については、具体的に貴省にて定めていただきたい ・親会社等にどのような事業実績があれば本項の対象としてよいか、及び親会社等の事業実績を確認する方法について具体的に貴省にて定めていただきたい
d	役員の中に電気通信番号使用計画に認定事業者において一定の従事経験があるものがある場合	・他社の役員について、過去に在籍していた企業及びそこで従事していた業務内容を当社が確認することは困難であると考えております

その他

7. その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

【当社回答】

みなし認定を含む全ての事業者から卸元事業者名の報告を求めることに賛同いたします。